



区分	業務内容			業務報酬 (消費税別途)
相談料	初回	2時間まで		無料
	2回目以降	1時間あたり		20,000円
試算サービス	基本報酬	お伺いした内容に基づき相続税額を試算します。 (算定根拠となる資料の確認等は行いません)	【相続税基本報酬の5%】	最低報酬 60,000円
	加算報酬	土地 概算（1利用単位あたり）		30,000円
対策案	非上場株式	概算		30,000円～ (詳細な財産評価を行う場合は相続税申告報酬に準じます)
	基本報酬	遺産分割及び相続税額について対策案を提案します。 (原則として試算サービス後の業務となります)	【相続税基本報酬の10%】	最低報酬 50,000円
相続税申告	加算報酬	下記「ご確認いただきたい事項」をご参照ください。		別途ご相談
	遺産総額による基本報酬	(超)～(以下)		
		～ 5千万円		300,000円
		5千万円～ 7千5百万円		400,000円
		7千5百万円～ 1億円		450,000円
		1億円～ 1億5千万円		500,000円
		1億5千万円～ 2億円		600,000円
		2億円～ 2億5千万円		750,000円
		2億5千万円～ 3億円		900,000円
		3億円～ 4億円		1,100,000円
		4億円～ 5億円		1,300,000円
		5億円～ 7億円		1,700,000円
		7億円～ 10億円		2,000,000円
		10億円		別途ご相談
加算報酬	相続人の数	4人目より1人あたり	【相続税基本報酬の10%】	最低報酬 50,000円
	土地の評価	1利用単位あたり		60,000円～
	建物の評価	1利用単位あたり		—
	非上場株式評価	1社あたり		150,000円～
	公社債等の評価	1評価単位あたり		10,000円～
	その他の財産評価	1評価単位あたり		30,000円～
	(貸付金・ゴルフ会員権・生命保険の権利・商標権等・家財等で評価の必要な財産)			
	遺産分割協議シミュレーション			50,000円～
	遺産分割協議が申告期限までにまとまらない場合の更正の請求		1人あたり	50,000円～
	修正申告		1人あたり	50,000円～
	延納申請			100,000円～
	物納申請			150,000円～
	準確定申告			50,000円～
	調査の立会	半日/人		33,000円
	(事前準備・打ち合わせ・調査後の交渉業務を含みます)			
	ご契約から申告期限までが3か月以内の場合			基本報酬の20%相当額

ご確認いただきたい事項

<共通事項>

- * お話を十分伺ったうえで、上記の報酬計算テーブルを参考にお見積もりを提出し、ご説明をさせて頂きます。
- * 財産評価や権利関係が複雑な場合や、遺産の数や種類が多く調査及び評価に時間を要する場合等は、料金を加算させていただきます。
- * 遺産分割案のシミュレーションが多岐にわたる場合には、料金を加算させていただく場合があります。
- * 上記の遺産総額とは、負債控除前の全遺産の評価額の合計額で、小規模宅地の特例、農地等に係る納税猶予の特例、生命保険、退職金の非課税の規定等各種評価減の適用前の金額となります。
- * 以下の費用は上記報酬には含まれておりませんので、弊所又は依頼先から別途請求いたします。
 - ・首都圏以外でのお打ち合わせに要する旅費、交通費等の実費
 - ・戸籍謄本・除籍謄本などの取得実費
 - ・不動産の登記簿謄本・測量図等の取得実費
 - ・土地評価等のための現地調査に要する旅費、交通費等の実費
 - ・金融機関の残高証明書の取得代行報酬
 - ・不動産所有権移転登記に要する登録免許税（不動産の価額の4/1000）等、財産の名義変更に伴う税金、実費
 - ・弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬及びその実費
 - ・不動産鑑定評価を行う場合の鑑定報酬及びその実費
 - ・相続人ごとに個別にご説明等が必要な場合。
 - ・不動産仲介、不動産コンサルティングに要する費用
 - ・ファインシャルプランニングに要する費用
 - ・譲渡所得税、贈与税申告に要する報酬
 - ・法人設立及び運営に関する費用
- * 申告や財産評価、お打合せ等に必要な資料等の収集及びご提供、ご説明が十分でない場合、最適な申告等が行えない場合や、申告等の業務を遂行できない場合があります。

<対策案のご提案について>

- * 以下の場合等においては、報酬を加算させていただく場合があります。
 - ・検討及び実施が長期にわたる場合
 - ・ご提案が多岐にわたる場合
 - ・ご提案の実施に特別な検討が必要な場合

<相続税申告業務について>

- * ご相続の発生後、相続税の申告業務が完了するまでの業務です。
初回のご相談から、資料の確認、財産の評価、相続税試算、遺産分割案の策定及び相続税の申告等が含まれます。
- * 試算サービスや対策案の提案業務を委託いたいた場合は、一定の割引がございます。
- * ご契約時に10万円を申し受け、遺産総額の概算が算出された時点で、その遺産総額等から算出した報酬総額の半金（契約時の10万円を含む）を、お約束した業務がすべて完了した時点で、最終的な遺産総額やご依頼業務から算出した報酬額から、すでにお預かりしている金額を控除した金額を申し受けます。
(なお税務調査等、後発的な業務については、この限りではありません。)